

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	消防活動阻害物質の追加	
担当部局	総務省消防庁予防課危険物保安室	電話番号： 03-5253-7524
評価実施時期	平成23年10月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 消防活動阻害物質を相当量以上貯蔵し、又は取り扱う施設等に火災が発生した場合、燃焼及び消火活動に伴ってこれらの物質が爆発し、あるいは有毒ガス等が発生するなどして、他の通常の火災の場合には見られない重大な障害を生ずる危険性がある。このため、当該物質の所在についてあらかじめ所轄消防長等に届出をさせ、消防機関は、当該届出に基づき、火災の予防や消火活動を実施する際の対策を立てることとされている。</p> <p>【内容】 現在、消防活動阻害物質でない「一―ブromo―三―クロロプロパン及びこれを含有する製剤」及び「オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤」を新たに消防活動阻害物質に追加する。</p> <p>【必要性】 「危険物等の危険性に関する調査検討会」(座長:田村昌三 横浜国立大学安心・安全の科学研究教育センター教授当時)において「一―ブromo―三―クロロプロパン及びこれを含有する製剤」を、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」(座長:田村昌三 東京大学名誉教授)において「オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤」を新たに消防活動阻害物質に追加することが適当とされたため。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法第9条の3 ・危険物の規制に関する政令第1条の10第6号、別表第2 ・危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第2の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令第2条
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	
(遵守費用)	届出のみであり、費用は発生しない。	
(行政費用)	費用は発生しない。	
(その他の社会的費用)	費用は発生しない。	
規制の便益	便益の要素	
	消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質を消防活動阻害物質として規定し、当該物質の貯蔵、又は取扱いの実態を把握することで、迅速かつ適切な消防活動を行うことが可能となり、災害時の国民の生命、身体及び財産に対する被害の拡大が最小限に抑えられる。また、消防活動阻害物質の性質に応じた災害の発生及び被害の拡大の防止が期待できるため、災害発生時の消防機関の活動の負担が相当程度軽減される。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>今回、消防活動阻害物質が追加されることにより、規制の便益として、災害時の国民の生命及び身体が保護されるとともに財産に対する被害が軽減され、かつ、災害発生時の消防機関の活動の負担が相当程度軽減される。</p> <p>また、消防活動阻害物質の追加に伴う費用は発生しない。</p> <p>以上のことを勘案すると、今回の改正は適切なものであると考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	<p>「危険物等の危険性に関する調査検討会」(座長:田村昌三 横浜国立大学安心・安全の科学研究教育センター教授当時)</p> <p>「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」(座長:田村昌三 東京大学名誉教授)</p>	
レビューを行う時期又は条件	規制の改正後、必要があると認めるときは、レビューを行うものとする。	
備考		